

平成27年 第1回

仁木町議会定例会議録

(3日目)

開会 平成27年3月19日

閉会 平成27年3月19日

仁木町議会

平成27年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

◆日 時 平成27年3月19日（木曜日）午前9時59分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 報告第1号 平成27年度各会計予算特別委員会審査報告書 |
| 日程第4 | 議案第27号 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第5 | 発委第1号 仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定 |
| 日程第6 | 同意第1号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第7 | 意見案第1号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組みを求める意見書 |
| 日程第8 | 意見案第2号 ドクターへリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書 |
| 日程第9 | 意見案第3号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書 |
| 日程第10 | 意見案第4号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書 |
| 日程第11 | 意見案第5号 小樽・北後志地域における周産期医療体制の維持に関する意見書 |
| 日程第12 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第13 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

平成27年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開会 平成27年3月19日 午前 9時59分
閉会 平成27年3月19日 午前11時31分

議長 山下敏二 副議長 横関一雄

出席議員（9名）

1番	野崎明廣	2番	住吉英子	3番	嶋田茂
4番	宮本幹夫	5番	大野雅義	6番	林正一
7番	上村智恵子	8番	横関一雄	9番	山下敏二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	佐藤聖一郎	教育長	角谷義幸
副町長	美濃英則	教育次長	嶋井康夫
総務課長	林典克	農業委員会事務局長	(泉谷享)
財政課長	岩井秋男	選挙管理委員会書記長	(林典克)
会計管理者	鹿内力三	監査委員	中西勇
企画課長	鈴木昌裕		
住民課長	門脇吉春		
ほけん課長	川北享		
農政課長	泉谷享		
建設課長	岩佐弘樹		

議会事務局職員出席者

事務局長	浜野崇
議事係主任	松岡亜希

開会 午前 9時59分

○議長（山下敏二）おはようございます。これから、会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月11日に引き続き、7番・上村君及び8番・横関君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。去る3月17日火曜日に、議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずははじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件、議案1件、意見書1件が追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3・報告『平成27年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましては、3月11日に委員会付託された議案15件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第4・補正予算につきましては、即決審議をお願いいたします。日程第5の条例改正、日程第6の同意、日程第7から第10の意見書につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第11・意見書につきましては、即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりでございます。日程第12・委員会の閉会中の継続審査、日程第13・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第1号 平成27年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（山下敏二）日程第3、報告第1号『平成27年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○予算特別委員長（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎委員長。

○予算特別委員長（野崎明廣）皆さん、改めまして、おはようございます。

平成27年度各会計予算特別委員会審査報告につきまして、ご説明を申し上げます。別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、平成27年度各会計予算特別委員会審査報告書。付託案件につきましては、平成27年度第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号・条例制定、議案第6号・条例改正、議案第7号から議案第15号までの指定管理者の指定、議案第16号から議案第19号までの平成27年度一般会計及び3特別会計の予算でございます。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託案件、合計15件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者及び委員会条例第18条の規定により、出席を求めた者並びに事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2ページでございます。審査の結果につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する「平成27年度各会計予算特別委員会」が設置され、町長をはじめ副町長、教育長ほか、各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例制定議案、条例改正議案、指定管理者の指定議案、一般会計及び3特別会計の予算書、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに審議を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり審査を実施したものでございます。審査の内容につきましては、議案第5号の子どものいじめ防止条例の制定の審査では、いじめ防止委員会の構成、いじめ防止への取組みについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第6号の地域支援事業及び生活支援事業条例の一部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第7号から第15号までの指定管理者の指定9件の審査は、へき地保育所の定員、指定管理者施設の公募方法や選考基準、本町の観光拠点のあり方、自主事業実施に伴う条例改正の必要性、指定管理者制度導入によるメリット・デメリットなどについて質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第16号の一般会計予算の審査は、乳幼児等の医療費対象者を中学生まで拡大した場合の費用負担についての資料を求め、歳出では受動喫煙防止対策、公共交通調査事業の内容、町有林管理事業の目的、地域おこし協力隊募集業務の委託先、敬老会の開催方法、北後志母子通園センターの利用状況、デイサービスセンターの利用対象範囲、乳幼児等医療費助成対象拡大の意向、合併処理浄化槽整備事業の新年度の事業概要、北後志衛生施設組合負担金の増額理由、有害鳥獣駆除の課題と対策、余市土地改良区の業務内容、ふるさと納税特産品贈呈業務の内容、道路愛護活動の実施方法、災害用備蓄食料の設置状況、北後志消防組合本部の業務内容、要保護・準要保護児童生徒に対する助成内容、各小・中学校管理委託の方法、町民スキー場の指定管理業務の内容などについて、質疑・確認がありました。歳入では、保育所使用料の階層区分、町民税の増減理由、地方消費税交付金の減額理由などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第17号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、財政調整基金の状況、国民健康保険税率改正の方向についての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第18号の簡易水道事業特別会計予算及び議案第19号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。

次に、4ページでございます。決定事項でございます。議案第5号『仁木町子どものいじめ防止条例の制定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第6号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』は、賛成多数により、可決すべきも

のとして決定いたしました。議案第7号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第8号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第9号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第10号『然別生活館の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第11号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第12号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第13号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第14号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第15号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第16号『平成27年度余市郡仁木町一般会計予算』については、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第17号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』については、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第18号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』については、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第19号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』については、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。本特別委員会において、以上のとおり決定いたしましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により、報告いたします。平成27年3月17日、仁木町議会議長 山下敏二様。平成27年度各会計予算特別委員会委員長 野崎明廣。以上で、報告を終わります。

○議長（山下敏二） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。野崎委員長、自席へお戻りください。これより、討論・採決を行います。

それでは、議案第5号『仁木町子どものいじめ防止条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町子どものいじめ防止条例の制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町子どものいじめ防止条例の制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』の

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。林君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長(山下敏二)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

議案第8号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長(山下敏二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

続いて、議案第9号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第10号『然別生活館の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『然別生活館の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『然別生活館の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討

論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号『平成27年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『平成27年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『平成27年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第17号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第19号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号

平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（山下敏二）日程第4、議案第27号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第27号でございます。

『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5610万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。平成27年3月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第27号、平成26年度一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げ

ます。

今回の補正予算につきましては、昨年12月に閣議決定されました緊急経済対策として、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2種類の交付金が創設され、平成26年度の補正予算での対応が求められておりました。この度の補正予算につきましては同事業を実施するにあたり、歳入歳出にそれぞれ4040万円を追加し、歳入歳出予算総額を35億5610万8000円とともに、繰越明許費の設定を行うものでございます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款. 国庫支出金と18款. 繰入金を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計4040万円を追加し、補正後の歳入合計額を35億5610万8000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。2款. 総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計4040万円を追加し、補正後の歳出合計額を35億5610万8000円とするものでございます。

次に3ページ、第2表、繰越明許費でございます。本事業につきましては、平成26年度内に支出を終わらない見込みであることから、平成27年度に予算を繰り越して使用するというもので、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならぬこととなっているものでございます。繰越す予算につきましては、2款. 総務費、1項. 総務管理費、事業名につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業で、金額につきましては4040万円でございます。

次に、5ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金3989万9000円、一般財源50万1000円でございます。

続きまして、7ページをお開き願います。歳入でございます。14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、4目. 総務費国庫補助金につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業3989万9000円を追加するものでございます。

次に8ページ、18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、1目. 財政調整基金繰入金につきましては、50万1000円を追加するものでございます。

次に、9ページでございます。歳出でございます。2款. 総務費、1項. 総務管理費、5目. 企画費につきましては、8節の報償費から11ページの19節. 負担金補助及び交付金まで、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業に要する経費4040万円を追加するものでございます。内容といたしましては、地域消費喚起・生活支援型といたしましては、地域農産品消費拡大事業で1068万2000円、地方創生先行型といたしましては、仁木町総合戦略策定事業に892万7000円、競争力のあるミニトマト産地づくり支援事業に2079万1000円を計上しているものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第27号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第27号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発委第1号

仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定

○議長（山下敏二）日程第5、発委第1号『仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）それでは、私の方から条例改正の趣旨説明を行います。

別冊議案書の8ページでございます。発委第1号、仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定。仁木町議会委員会条例（昭和62年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、提出者、仁木町議会運営委員会委員長上村智恵子。

それでは、一部改正にかかる改正趣旨の説明を行います。まず、本条例の一部改正に至りました経過について申し上げます。本件につきましては、先の第186回通常国会で、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたため、所要の改正を行うこととして発委するものであります。

それでは、新旧対照表により改正条項の説明を申し上げます。10ページをお開き願います。右側欄が現行条例であります、左側欄が改正後であります。アンダーラインを付しているところが改正箇所であります。第18条、出席説明の要求中、「教育委員会の委員長」から「教育委員会の教育長」へ改正するものであります。附則につきましては、施行期日についての定めであり、この条例は平成27年4月1日から施行すると規定しております。なお、経過措置といたしまして、地方教育行政の組織運営に関する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の仁木町議会委員会条例第18条の規定は適用せず、この条例の改正前の仁木町議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有するものとするものであります。以上で、条例改正の趣旨説明を終わります。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第1号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(山下敏二) 日程第6、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長(佐藤聖一郎) 議長。

○議長(山下敏二) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、同意第1号でございます。

『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』、仁木町固定資産評価審査委員会委員 吉川輝光は、平成27年5月5日にその任期を満了するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町尾根内714番地2、吉川輝光。昭和28年1月25日生まれとなっております。仁木町固定資産評価審査委員会委員 吉川輝光氏は、平成27年5月5日をもってその任期を満了いたしますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき選任に対する議会の同意を求めるものであります。その選任委員といたしまして、現委員の吉川輝光氏を再度再任させていただきたく、議会のご同意を賜りたいと存じます。吉川輝光氏は、昭和28年1月25日生まれで、現在満62歳であります。住所は仁木町尾根内714番地2で、経歴につきましては、昭和50年3月に北海道拓殖短期大学農業経済学科をご卒業され、その後、銀山農業協同組合、現新おたる農業協同組合に入られ、平成12年4月に新おたる農業協同組合銀山支店長、平成15年6月に新おたる農業協同組合管理部長、平成21年2月には審査室審査役を務められ、平成22年1月新おたる農業協同組合を退職し、現在は家業の農業を営まれております。この間町内会をはじめ、農業関係団体の役員等を歴任され、地域活動にもご尽力されております。固定資産の評価にあたっては、正確性、信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しております。

ます。このようなことから吉川輝光氏は、前期の固定資産評価審査委員の実績からも適任であり、再任いたしたいと考えますので、議会のご同意を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時52分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[「全員起立」]

○議長（山下敏二）「全員起立」です。

したがって、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7 意見案第1号

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組みを求める意見書

○議長（山下敏二）日程第7、意見案第1号『「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組みを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の11ページです。

意見案第1号『「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組みを求める意見書』、上記意見案

を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、12ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組みを求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組みを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 意見案第2号

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第8、意見案第2号『ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の13ページです。

意見案第2号『ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、14ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『ドクターへリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第2号『ドクターへリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 意見案第3号

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第9、意見案第3号『農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の15ページです。

意見案第3号『農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、16ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第4号

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第10、意見案第4号『ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める

意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番(住吉英子)議長。

○議長(山下敏二)住吉君。

○2番(住吉英子)提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の17ページです。

意見案第4号『ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、18ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(山下敏二)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 意見案第5号

小樽・北後志地域における周産期医療体制の維持に関する意見書

○議長(山下敏二)日程第11、意見案第5号『小樽・北後志地域における周産期医療体制の維持に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○1番(野崎明廣)議長。

○議長(山下敏二)野崎君。

○1番(野崎明廣)提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の2の8ページです。

意見案第5号『小樽・北後志地域における周産期医療体制の維持に関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年3月19日提出。提出者は私、野崎明廣、賛成者は、上村智恵子議員です。意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりです。提出先は、北海道知事です。ご可決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(山下敏二)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。野崎君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『小樽・北後志地域における周産期医療体制の維持に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『小樽・北後志地域における周産期医療体制の維持に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査

○議長（山下敏二）日程第12『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長、上村議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第13『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木長議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

平成27年第1回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には3月10日から本日まで長期間にわたり、本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議のもと、ご可決賜り心より感謝と御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取組んでまいります。

さて、今月の下旬から北海道知事選挙を皮切りに、第18回統一地方選挙が始まりますが、前回の統一地方選挙は、皆さんの記憶にもまだ新しい東日本大震災の被害を選挙直前に受けて、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の放射線物質流出事故後の状況を強く反映したものでした。特に被災地では、巨大津波で甚大な被害を受け、原発事故で住民避難を余儀なくされたりした影響で60の選挙が延期になりました。告示後は、被災地への配慮を背景に遊説者などを使った選挙運動の自粛が全国的に広がり、また、選挙戦では多くの候補者が防災対策の充実や原発の安全対策など安全・安心を訴え、選挙前に焦点と見られていた行政改革や雇用、福祉のあり方、議会改革などは霞んだ結果となってしまいました。今回の北海道で行われる統一地方選挙の争点は、未だ明確なものが打ち出されてはおりませんが、選挙のためだけの公約にはならぬよう、有権者は候補者を見極めていかなければなりません。公約とは、実際に法的拘束力があるものではないですが、政党や候補者が当選後実現すべき政策について有権者に向けて表明する約束であります。今年、本町においても町議会議員選挙が控えておりますが、前回の選挙で掲げた公約がどのような成果を生んだのか、また、これから町をどのようにしていきたいのかが有権者に対しまして明確化していただることにより、候補者を選択する上で良い判断材料になると思う次第であります。

結びになりますが、寒さもようやく衰え始めてまいりました。議員各位には年度変わりで益々ご多忙を極めると存じますが、町政のために一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（山下敏二）町長の挨拶が終わりました。

第1回定例会を閉会するにあたり、私の方からも一言ご挨拶申し上げます。今定例会には平成26年度の補正予算をはじめ、平成27年度の当初予算、更には、条例改正や指定管理者の指定議案など、数多くの議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により無事閉会を迎えることができました。また、佐藤町長をはじめ、美濃副町長、角谷教育長、更に管理職の皆さんには、定例会、予算特別委員会において、熱心な説明や答弁をいただき、感謝する次第であります。

さて、我々議員に残された任期はあと4か月余りとなりました。魅力ある住みよい心豊かなふれあいを大切にするまちづくりに向け、議会としても任期満了まで精力的に取り組んでまいる次第であります。佐藤町長には、今定例会及び予算特別委員会での各議員からの質問や意見等を今一度精査いただき、より一層、住みよい町づくりに向け、職員とともに邁進していただければと思う次第であります。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第1回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議、大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時31分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

平成27年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会期 平成27年3月10日～3月19日（10日間）

3日目 平成27年3月19日（木曜日）

（開会～午前9時59分／閉会～午前11時31分）

議案番号	議件名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成27年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	議案第5号 仁木町子どものいじめ防止条例の制定について	H27.3.19	原案可決
	議案第6号 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	H27.3.19	原案可決
	議案第7号 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第8号 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第9号 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第10号 然別生活館の指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第11号 仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第12号 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第13号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第14号 農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第15号 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について	H27.3.19	原案可決
	議案第16号 平成27年度余市郡仁木町一般会計予算	H27.3.19	原案可決
	議案第17号 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H27.3.19	原案可決
	議案第18号 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H27.3.19	原案可決
	議案第19号 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H27.3.19	原案可決

議案番号	議件名	議決年月日	議決結果
議案第27号	平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）	H27.3.19	原案可決
発委第1号	仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定	H27.3.19	原案可決
同意第1号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	H27.3.19	同意可決
意見案第1号	「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組みを求める意見書	H27.3.19	原案可決
意見案第2号	ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書	H27.3.19	原案可決
意見案第3号	農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書	H27.3.19	原案可決
意見案第4号	ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書	H27.3.19	原案可決
意見案第5号	小樽・北後志地域における周産期医療体制の維持に関する意見書	H27.3.19	原案可決